「チーム大津市議会」の議会改革

～「住民に身近で頼られる議会」の実現のために～

大津市議会局
次長　清水　克士

2019.11.14地方議会活性化シンポVer

1　議会ICT化の推進

電子採決システムで議員の個別賛否を表示

議案ごとに各議員の賛否を公式記録として明示

→ 実施後、傍聴者が増加

平成25年9月通常会議
予算決算常任委員会全体会で試行導入

賛成・反対の数字のみ表示

平成26年2月通常会議
本会議で本格導入

全ての議員の個別賛否を表示

本会議（質疑・一般質問）

議員が、質疑・一般質問において補足資料を使う場合は、タブレットを使って議場スクリーンへの投影・インターネットへ配信しています

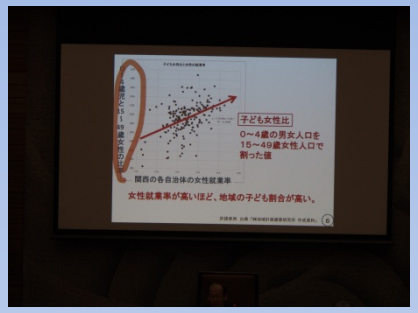

大型スクリーンに投影
インターネットにも配信

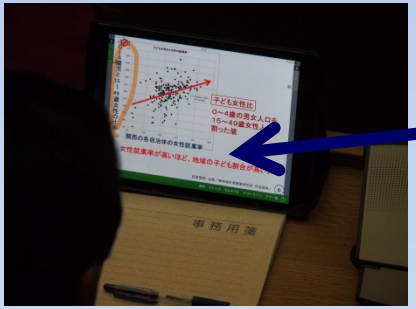

全タブレットに同じ画面に同期

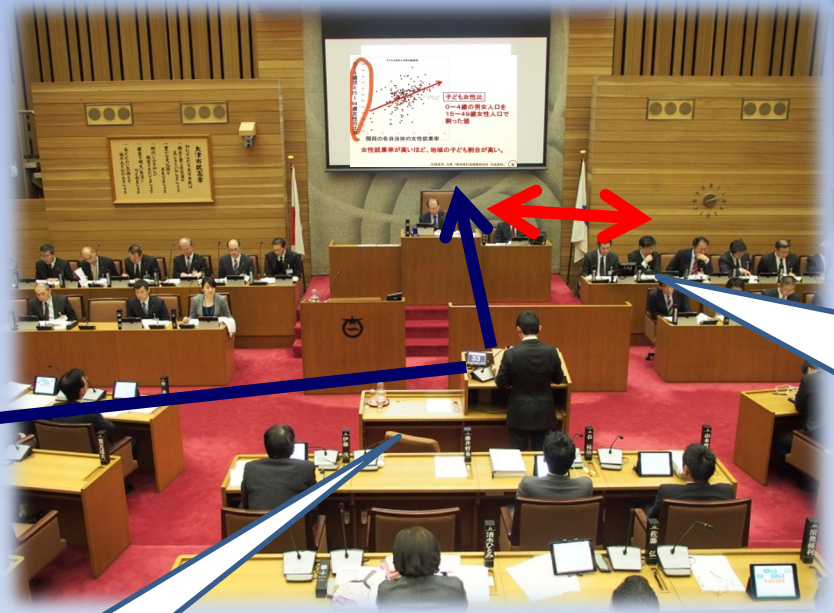

議場内通信システム

暫時休憩の連絡や質問中における議員への注意喚起を、議会事務局職員が議長をサポートするなど、議事運営の効率化が図られた

会議（同期）システム

議員が操作した画面が大型スクリーンに投影され、インターネットにもそのまま配信。全タブレットに同じ画面に同期。

２　政策検討会議の制度設計

～議会の政策立案のためのスキーム～

議会からの政策提案テーマを出した提案会派等が座長を務め、全会派から選出した議員で構成する。

実績

- 平成23年度　「議員政治倫理条例」を制定
- 平成24年度　「いじめ防止条例」を制定
- 平成25年度　「議会BCP」を策定
- 平成26年度　「議会基本条例」を制定
- 〃　「災害等対策基本条例」を制定
- 〃　「いじめ防止条例の改正案」を制定
- 平成27年度　「議会ミッションロードマップ」を策定
- 〃　「がん対策推進条例」を制定
- 平成28年度　「議決事件」「専決処分」の拡大

継続中

- 「若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり」（4年間）

３　大学とのパートナーシップ協定の締結

専門的知見の活用

龍谷大学	立命館大学	同志社大学政策学部・ 大学院総合政策科学研究科
協定締結　H23.11～ ※H28.7（県議長会　協定）	協定締結　H26.1～	協定締結　H26.4～
・いじめ条例　助言 ・議員研修会　講師 ・議会報告会 　ファシリテーター派遣 ・議員研修会　進行・調整 ・大学図書館との連携 ・インターンシップ受入 （H28.8～9　1名） ・（仮）土地利用基本条例　助言	・議員研修会　講師 ・議会基本条例　助言 ・インターンシップ受入 （H26.8～9　5名） （H27.8～9　6名） （H28.1～2　1名） （H28.8～9　5名） ・議決事件追加　助言	・議員研修会　講師 ・議会BCP　助言 ・災害等対策基本条例　助言 ・議会放送番組　コーディネーター

◎大津市議会が龍谷大学図書館と連携～全国初の試み！

～議会の政策立案機能向上のために～

平成28年4月から、龍谷大学図書館の学術情報資料及びレファレンス機能を、大津市議会議員と議会局が利用することが出来るようになりました。地方議会で議会図書室の機能強化のために、大学図書館と連携することは、全国初の試みとなります。

利用できるのは、龍谷大の深草・瀬田・大宮の３図書館で、合わせて約２１０万冊の蔵書です。各図書館には司書が配置されており、議員からの文献に関する相談に応じることもできるようになっています。今後とも、政策立案機能の向上、議会図書室の整備充実の促進を図っていきます。

深草図書館

瀬田図書館

大宮図書館

４　議会ミッションロードマップの策定

策定経緯

H27.3　大津市議会基本条例　制定　（同年４月１日施行）

H27.5　大津市議会新体制　スタート　（同年4月改選）

○　議会基本条例の「具現化」

○　議会活動に対する市民への「説明責任」

○　市議会の「見える化」

⇨ 議会としてのビジョンの共有化 ⇨ 議会力の向上 ⇨ チーム大津市議会

大津市議会ミッションロードマップ （議会版実行計画）

～議会の責任と実行～　「市民に分かりやすい　開かれた議会」を目指して

目　的

- 議会基本条例の「具現化」
- 議会活動に対する市民への「説明責任」
- 市議会の「見える化」

対象期間

平成27年10月1日～平成31年3月31日

進行管理

議会運営委員会による進捗の検証・評価のほか、外部評価も行う

工程表

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
政策立案	がん対策推進条例	（仮）土地利用基本条例		
	議決事件の検証			
		議会における行政評価		
	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり			
議会改革	専門的知見を有する職能団体との連携強化			
	正副議長選出に係る立候補制・所信表明制度の導入・適宜の議長記者会見の実施		政策形成過程における住民参加のあり方検討	
		議会活動の評価制度の構築		
	議会図書室の充実			

H27.9　大津市議会ミッションロードマップ策定

H27～H30年度末　ミッションロードマップの成果自己評価

H31.1　今任期中の議会活動に関する自己評価

H31.3　今任期中の議会活動に関する外部評価・検証

H31.4　次期議会へのメッセージ（申し送り事項）策定

R1.5　大津市議会新体制　スタート　（同年4月改選）

R1.5　議会運営委員会で政策検討会議設置承認

R1.6　第１回政策検討会議開催（計５回開催）

R1.9　大津市議会ミッションロードマップ2019策定

大津市議会ミッションロードマップ2019 （議会版実行計画）

～議会の責任と実行～　「市民に分かりやすい　開かれた議会」を目指して

目　的

- ○ 議会基本条例の「具現化」
- ○ 議会活動に対する市民への「説明責任」
- ○ 市議会の「見える化」

対象期間

令和元年10月1日～令和5年3月31日

進行管理

議運による毎年度末の検証・評価、任期末の有識者（第三者）評価

工程表

区分	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）
政策立案	公文書管理のあり方			
			歯と口腔の健康づくり	
	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり			
議会改革	広報のあり方検証			
		議員提案条例や議会からの提言内容の検証手法構築	議会活動評価制度の見直し	議会活動の評価
	政策形成過程における市民意見の反映			
	委員会インターネット中継導入、聴覚障害者用モニターの設置			

5　事務局広域連携（滋賀県市議会議長会　軍師ネットワーク事業）

事業目的

議事機関としての役割を果たすため、事務局職員間の連携を深め、議長会として「政策立案機能の向上」と「議事運営の課題解決」を図ることを目的とする。

現状問題点

○　事務局体制が弱い　（平均職員数6.4人）

↓

出向人事（3～5年）による弊害（専門知識・経験不足）

↓

・議事機能及び庶務機能が中心

・議会改革推進機能及び政策立案機能の低迷

解決策

①　広域での情報交換や相談が日常的に行える仕組作り
　→　県内現役事務局職員、OB事務局職員のネットワーク構築

②　職員の能力向上を図る環境作り
　→　研修会や勉強会の実施

③　専門的知見の活用が可能となる制度導入
　→　外部機関との連携

具体的事業

①　議長会として、職員ネットワークの構築
　→　事務局職員に限定しない有志職員による会員登録制のネットワークを構築し、改革モチベーションを維持する。
　→　議会情報の収集・共有・意見交換の場として活用する。(メーリングリストの活用)

②　議長会として、担当者会議等の開催
　→　議会事務局の経験年数や担当業務に応じた研修や勉強会を定期的に実施する。

③　議長会として、外部機関（大学〈教授〉・弁護士会〈弁護士〉・法務経験のある職員OBなど）と協定又は契約を締結
　→　法務勉強会の実施、法務相談への対応、条例の検証など

年間スケジュールイメージ

平　成　２　８　年　度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

職員ネットワーク（個人）

担当者会議（勉強会等）

外部機関との連携（龍谷大学）

13市議会（事務局）

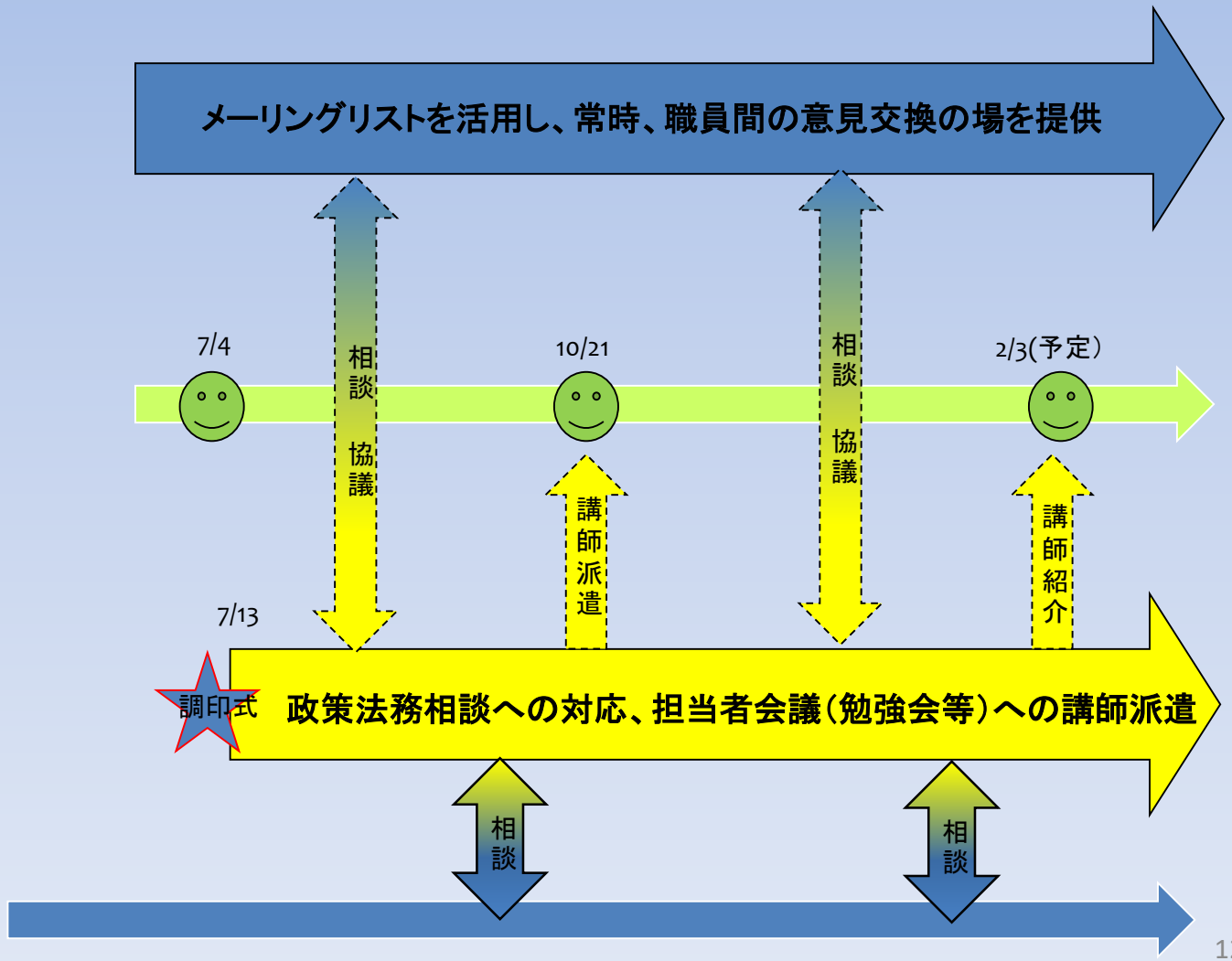

龍谷大学と連携協定の締結

通年

政策法務相談事業

- 法令解釈などの相談
- 例規作成に係るアドバイスなど

各市の担当者又は事務局から直接（大津市を経由せず）、電話又はメールによる相談を行う。必要に応じて面談による相談も行う。

年間相談料（定額）

適宜

講師派遣事業

- 法務勉強会（政務活動費など議会に係る訴訟関係など）
- 実務者研修会（議事運営・広報広聴など）

法務勉強会や実務者研修会（年間3回程度）に、テーマに応じた有識者を派遣し、又は紹介を行う。

講師謝礼（回数）

６　議会の広域連携

草津市議会との連携テーマ「広域景観保全」

琵琶湖岸に建設が進む高層マンションによる湖岸景観の阻害
「近江八景」の保全を基軸とした景観形成のあり方検討

・平成22年～25年　第1～7回　大津草津景観連絡会議
・平成25年11月　　びわこ大津草津景観宣言に調印
　　びわこ大津草津景観推進協議会（任意組織）を設立
・平成28年4月　　びわこ大津草津景観推進協議会を自治法上の法定組織化
　　⇒景観基本計画の策定、景観施策の展開
　　民間団体は参画不可など**景観法上の組織を目指す必要性**
・平成30年4月　　景観法運用指針の改正を実現

景観法運用指針抜粋

Ⅴ　法の運用の在り方

2　景観協議会

(2)基本的な考え方

(略)

なお、隣接する二以上の景観計画区域が連携し、広域的な観点から調和のとれた景観形成を推進する必要があるような場合には、互いの景観協議会に他方が関係行政機関として構成員となり、二以上の景観協議会を共同開催する、あるいは、一体的な取組をさらに推進するため共同して一の景観協議会を組織する等一体的に運用することも考えられる。

11　税制上の特例措置(所得税・法人税)

(2)税務手続

1500 万円特別控除の特例を受けようとする場合は、土地等を譲渡した日の属する年分又は事業年度の確定申告書(法人にあっては中間申告書を含む。)にその旨を記載するとともに、個人にあっては次の書類を添付、法人にあっては当該書類を保存しなければならない(略)

大津市マスコットキャラクター
おおつ光ルくん

ご静聴、
ありがとうございました